



スポーツフェスティバル

2007 スポーツフェスティバルが、秋晴れの中開催されました。

軽スポーツに、子どもからお年寄りまで多くの方が参加しました。キッズサッカーは、保育園対抗で試合が行われ、選手の園児以上に保護者の方が盛り上がっていました。

CONTENTS (おもな内容)

- 『昭和町の家計簿』をお知らせします
- 町県民税の減額措置が設けられました
- 水道だよりNo. 75
- 秋の球技大会上位の結果
- 教育昭和No. 103



『昭和町の家計簿』をお知らせします

昭和町の平成 18 年度決算が、今年 9 月に開かれた定例町議会で承認されました。町が行っている様々な事業は、みなさんが納めている税金や、国・県からの補助金などでまかなわれています。

決算とは、年度始まりの 4 月から翌年 3 月の間にいくら収入や支出があったかをまとめた「町の家計簿」です。平成 18 年度の歳入総額は 99 億 1,399 万円で、歳出総額は 92 億 7,905 万円でした。

* 歳入歳出差引額 6 億 3,494 万円のうち平成 18 年度事業で翌年度に繰越す財源 2 億 9,164 万円を差し引いた 3 億 4,330 万円は、前年度繰越金として平成 19 年度の歳入となります。

《平成 18 年度一般会計決算状況》

歳入 99 億 1,399 万円

県支出金
2 億 5,389 万円
2.6%

町税 43 億 3,045 万円 43.7%	その他 25 億 2,897 万円 25.5%	国庫支出金 11 億 3,758 万円 11.5%	町債 10 億 2,630 万円 10.4%	譲与税 交付金 6 億 3,680 万円 6.4%
自主財源 (町が自主的に収入する財源)		依存財源 (国や県から交付される財源)		

歳出 92 億 7,905 万円

消防費
2 億 2,664 万円
2.4%

農林水産業費
1 億 4,150 万円
1.5%

土木費 25 億 1,476 万円 27.1%	教育費 20 億 7,066 万円 22.3%	民生費 14 億 4,909 万円 15.6%	総務費 8 億 2,810 万円 8.9%	衛生費 5 億 2,898 万円 5.7%	公債費 4 億 1,628 万円 4.5%	その他 11 億 304 万円 11.9%
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

* 端数処理の関係上、合計数値と一致しない部分があります。

◆歳入について

歳入のトップは町税ですが、町民税が個人・法人とも増収となり、前年比で約 3 億 2,000 万円の増収 (8.0%) となりました。国庫支出金は、都市公園事業、町営住宅建替事業、西条小学校増築事業、押原中学校増改築事業などによる補助事業があったため、前年比約 5 億 6,700 万円の増加 (99.4%) です。また、その事業に関連した地方債の借入により町債も前年より増額となりました。

その他…保育所運営費保護者負担金・学校給食費保護者負担金・町営住宅使用料・基金繰入金・前年度繰越金など
町債…西条小学校増築事業・押原中学校増改築事業・都市公園事業などの借入金
譲与税・交付金…自動車重量譲与税・地方道路譲与税・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金など

◆歳出について

歳出については、大型の国庫補助事業の実施で、前年より大幅な増となりました。

土木費は、継続の都市公園事業、町営住宅建替事業を実施していますので、前年比約 10 億 500 万円 (66.6%) の増加です。教育費は、西条小学校増築事業と、平成 17 年度からの繰越しである押原中学校増改築事業の実施により、前年比約 12 億 4,000 万円 (149.3%) の大幅な増となりました。

公債費…町の借金の返済金
その他…議会費・労働費・商工費・基金積立金など

◆町税の決算状況

税目	決算額	構成比
個人町民税	8億5,184万円	19.7%
法人町民税	9億2,582万円	21.4%
固定資産税	22億5,086万円	52.0%
軽自動車税	3,278万円	0.8%
町たばこ税	2億6,915万円	6.2%
合計	43億3,045万円	100%

*端数処理の関係上、合計数値と一致しない部分があります。

◆基金

平成18年度末 基金現在高	39億9,952万円	町民一人当たり 241,300円
------------------	------------	---------------------

●基金とは、町が将来に備えたり、特定の目的のために資金を積み立て、または、定額の資金を運用するために設けられる資金で、町の積立預金のことをいいます。

◆町債

平成18年度末 町債現在高	58億9,664万円	町民一人当たり 355,800円
------------------	------------	---------------------

●町債とは、町が公園や道路、学校などの大きな事業をするために借り入れるお金（借金）のことです。これに対し歳出の公債費とは、この町債を返済するためのお金です。町債を財源とした施設は、長期にわたって利用されることから、町債も将来にわたって返済していきます。これは現在利用する方と将来利用する方が公平に負担し合うということです。

◎人口は、平成19年3月31日現在人口（16,575人で計算）

*** 財政指標 ***

自治体の財政状況を分析するため様々な分析指数があり、総称して「財政指標」と呼んでいます。昭和町の財政状況が裕福かどうか、財政に弾力性があるかどうか、借金の占める割合が高いか低いかなどを判断する3つの指標についてお知らせします。

◆財政力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政需要に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しています。この値が大きいほど財政力に余裕があり、「1」を超えた団体は、自立して自主的に財政運営ができることとなりますので、地方交付税が交付されない、いわゆる「不交付団体」となります。

昭和町の財政力指数	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	1.415	1.464	1.443	1.389	1.422

◆経常収支比率

財政の弾力性を測定する最も一般的な指標であり、経常的な一般財源（町税などのように用途が特定されていない財源）が、経常的に支出する経費（人件費、扶助費、公債費等）にどれくらい充当されているかを示す比率です。この比率が高くなるほど財政運営が厳しくなります。

一般的に70%程度が望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

昭和町の経常収支比率	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	60.2%	61.3%	62.4%	66.4%	63.7%

◆実質公債費比率

平成18年度から導入された新しい財政指標で、公債費（町債の返済金）による財政負担の程度を示す比率です。実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模（標準的な行政活動を行うのに必要な額）に占める割合をいいます。公営企業等（下水道事業など）へ繰り出している起債の償還分も含まれ、実質的な公債費を網羅して算定した指数です。18%を超えると地方債の発行に許可を要し、25%を超えると起債の制限をうけることとなります。

昭和町の実質公債費比率	平成17年度	平成18年度
	8.0%	8.5%

問合せ 役場総務課財政係 (☎ 275-8153)

税源移譲による

町県民税の減額措置が設けられました

税源移譲とは、平成19年度の町県民税を増やし、平成19年分の所得税を減らす政策の事です。(平成19年度の町県民税は平成18年中の所得等を基に計算しています)

ところが、平成19年中に所得が減って平成19年分の所得税が課されなかった方は、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、町県民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受ける事となります。

また、税源移譲により所得税が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなくなる方も出てきます。

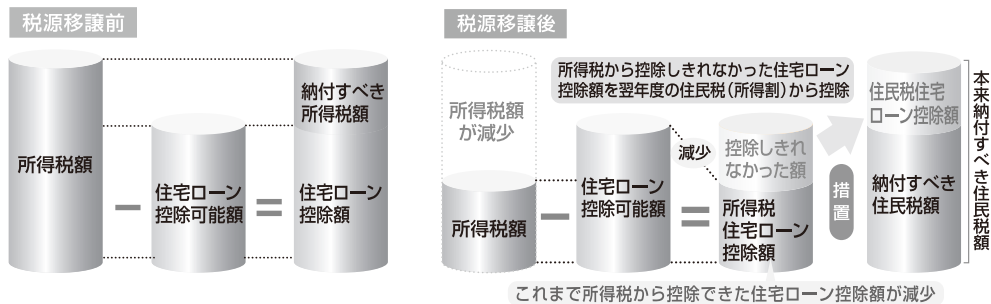
このような方は、町県民税の減額措置を受ける事ができますが、いずれも申告が必要になりますのでご注意ください。住宅ローン控除申告書は、来年1月から役場税務課窓口を用意する予定です。(来月号に詳しく掲載します)

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告期限
平成20年
3月17日
まで



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間
平成20年
7月1日~31日
まで

申告先
平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

詳しくは、町ホームページまたは、役場税務課 住民税係まで (☎ 275-8265) 問合せください。

気くばりで 未来へつなぐ うまい水

No.75
2007.12

水道だより

●問合せ 甲府市上下水道局 TEL 228-3311(代)
FAX 228-3773
URL <http://www.water.kofu.yamanashi.jp>

水道管の冬支度をお忘れなく！

～気温・4℃以下は危険信号～

水道管の凍結・破裂は、気温が上がらない日が何日か続いたり、朝の冷え込みが厳しい時（-4℃以下）に多く発生します。

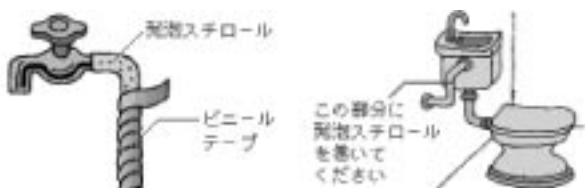
水道管の冬支度は万全か点検しましょう。

問合せ 営業課 (☎ 228-3867)

◆凍結から水道管を守るには

●水道管を保温する

露出している水道管は、発泡スチロール・布切れなどを巻いて保温しましょう。



●給湯機器にも防寒対策をする

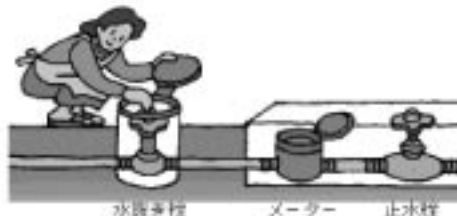
温水機器や給湯配管も、凍結・破損する場合があります。少量の水を出したり、水抜きをするなど防寒対策をしましょう。

また、防寒用機能を備えた機器もあるので、利用する事をお勧めします。不明な点は機器メーカーやガスなどの供給会社へお問合せください。

●水抜きをする

夜間や長い間水道を使わない時は、水抜きをしておきましょう。水抜きをする時は、水抜き栓（不凍栓）バルブを右いっぱいに回し、必ず蛇口を1カ所開けてください。

*水抜き栓バルブは、開・閉いっぱいにはまるまで回さないと漏水する恐れがあります。



●水を出しておく

水抜き栓がないご家庭や、翌朝特に冷え込みが予想される時は、前夜から箸の太さくらいに水を出しておくのも有効です。

◆水道管が、凍結や破裂した場合

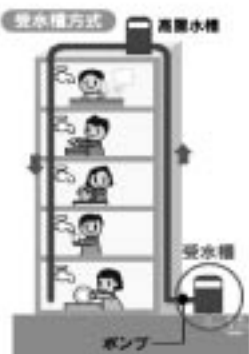
水道管が凍結した時は蛇口をいっぱいに開け、タオルをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけて温めてください。

一気に熱湯をかけると、蛇口や水道管を傷めるだけでなく、やけどなど思わぬケガのもとになります。



また、水道管が破裂した時やどうしても凍結が解けない場合は、甲府市管工事協同組合（☎ 228-8851）、または最寄りの指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。（修繕費は自己負担）

*破裂した時は、止水栓・水抜き栓で水を止めてください。



◆受水槽がある建物は

3階以上のビル・マンションなど受水槽を取り付けている建物の維持管理は、建物の所有者が行います。故障や破裂などをした場合、建物の所有者・管理人に連絡して修理を依頼してください。

◆自分で出来る漏水チェック

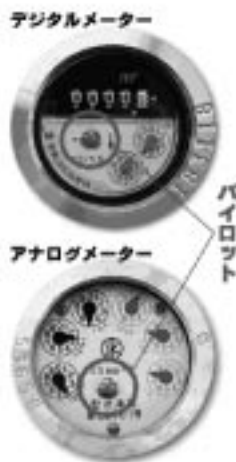
●ご家庭で漏水があると…

- ・水道使用量が増加し、水道料金が高くなります。
- ・床下などでの漏水の場合、家や家財をいためます。漏水は早期に発見すれば被害も最小限ですみます。1カ月に1度、自分の目でも確認してください。

●漏水調査方法

- ①家庭の蛇口を全部閉める
- ②メーター内のパイロットの動き確認
- ③パイロットが動いている場合（右周り）、漏水の疑いあり

*漏水箇所がわかっている場合は、甲府市管工事協同組合または最寄りの指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。（修繕費は自己負担）漏水箇所がわからない場合には、上下水道局職員が調査に伺いますのでご連絡ください。（調査費無料）



HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは、
役場いきいき健康課 健康増進係 (☎ 275-8785)

乳

児健康診査

実施日	該当児	受付時間
12月26日 (水)	平成19年 2月生まれ	午後1時～1時15分
	平成19年 8月生まれ	午後2時10分～ 2時30分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実施日 12月4日(火)
受付時間 午前9時10分～9時20分
該当児 平成19年9月生まれのお子さん
*対象児には、個別通知をいたします。

1

歳6ヵ月児健康診査

実施日 12月20日(木)
受付時間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該当児 平成18年4月～5月生まれのお子さん及び
前回は未受診のお子さん
*詳しくは、個別通知をご覧ください。

母

と子のすくすく相談室

日 時 12月11日(火) 午前10時～11時30分
(会場) (総合会館)
12月21日(金) 午前10時～11時30分
(町立児童センター「ゆめてらす」)
対象者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
*育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

母

子手帳交付及び一般健康相談

子

宮がん検診申込み

日 時 12月 5日(水) 午前9時00分～11時30分
12月17日(月) 午後1時30分～4時00分
12月25日(火) 午前9時00分～11時30分

場 所 総合会館
*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*子宮がん検診の申込みを受付けています。20歳以上の方が対象です。印鑑をお持ちください。
*総合健診が終わって5ヵ月になります。まだ結果を受けていない方は、早期に来所し、健康づくりに結果を活用しましょう。

高

齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザは普通のカゼに比べて、全身症状が強く、65歳以上の高齢者や慢性の病気のある方は、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化しやすいので予防が必要です。
対 象 者 対象者には既に個別通知をしましたが、60歳以上65歳未満の方で心臓、肝臓、呼吸器等に重い病気をもち、接種を希望される方はご相談ください。(意思表示の困難な方は除く)
接種期間 平成19年10月10日～12月31日まで接種期間を越えての接種は任意接種となりますのでご注意ください。
注 意 町と契約を交わしていない医師による接種は全額自己負担になりますので、いきいき健康課へお問合せください。

献

血にご協力ください

町では、商工会と協力して「献血事業」を行います。尊い命をまもり、救うため、是非みなさまのご協力をお願いいたします。

実施日 12月17日(月)
受付時間 午前9時30分～11時30分
午後12時30分～3時30分
会 場 昭和町役場前駐車場

お

知らせ

- 肺がんCT検診を行います。12月3日(月)・6日(木)申込みをされた方は、忘れずに受診してください。
- 町で実施している定期の予防接種は、全て法律で対象年齢や受け方が決まっていますので、計画的に接種できるようにしてください。

みなさんの

健康

『疫学(えきがく)』ってなに？

山梨大学医学部社会医学講座
教授 山縣 然太郎

病気を予防したり、治したりするために、病気の原因を知るとはとても大切なことです。疫学とは、病気の原因を探る学問です。少し専門的な言葉を使うと、病気とその原因の因果関係を明らかにする医学研究ということになります。

1854年にイギリスのロンドン市内で、重度の下痢によって死に至るコレラが流行しました。医師ジョン・スノーはその対策にのりだしました。まだ、近代的な細菌学の技術や知識はなく、コレラ菌が発見される30年前のことです。まず、彼は患者の住居や生活状況を網羅的に観察してコレラ患者の発生地の地図を描きました。それを眺めていると、コレラの患者の分布には偏りがあり、S社という水道会社が給水している地域に多くの患者が発生していることに気づきました。また、別の水道会社であるL社が給水している地域で発生した患者もS社が給水している地域に出入りしていた

人であることがわかりました。患者の発生率を計算すると、S社の給水を受けている地域ではL社の給水を受けている地域の8倍も多く死亡者が出ていることが明らかになったのです。コレラの原因を大気汚染と主張する権威ある学者がいる中、彼は汚染された水が原因だと主張して、S社の井戸のポンプを止めたのです。それにより、患者の発生は急速に低下し、ロンドンでのコレラ禍は沈静化しました。現在も、ロンドンではそのポンプが保存され、ジョン・スノーという名のパブとともに彼の業績を称えています。

ジョン・スノーの実践こそが、疫学研究の基本です。すなわち、疫学とは、人の頻度と分布を正確に観察して、それを解析することによって、病気の原因を突き止める学問です。そして、その原因を取り除くことによって病気の発生を抑えることができるのです。その後、疫学研究によって、難病スモンが薬によるものであること、タバコが肺がんや心筋梗塞などの危険因子であること、糖尿病や高血圧に肥満や運動不足が関係していることなど多くのことが明らかになりました。薬の副作用や効果、治療法の効果なども臨床疫学という疫学研究の手法を用いて行われています。

病気を治療するために病気が起きる仕組みを明らかにすることは大切ですが、コレラの例のように病気を予防するためには必ずしもその仕組みまでわかる必要はありません。原因を取り除けばよいのですから。また、人の病気のことは人を対象とした研究によってのみ人に適応できる成果を得ることができます。そして、人の健康を守るための成果は決して研究室や研究者だけで得られるものではなく、患者様や住民のみなさまの協力なくしては得ることができません。

私たちは山梨県民のみなさまのご協力により、健康寿命が世界一である要因や妊婦の喫煙が低出産体重の危険因子となるだけでなく、乳児期や思春期の肥満と関係していることなどを明らかにすることができました。もちろん、ご協力いただいたみなさまの人権尊重やプライバシー保護を厳格に守るべく、国の示した倫理指針に基づいて大学の倫理審査委員会承認された研究だけが実施されます。今後も、疫学研究の成果を住民のみなさまに還元するとともに、住民とともに得た「知」を世界に発信して人類の健康に寄与したいと思います。

企画 財団法人 里仁会

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求手続きについて

平成19年度(平成19年1月～12月分)の助成金の請求を次により受け付けますので、該当する場合は下記のいずれかの会場に来場の上、手続きをしてください。

助成対象者の条件

自動車税または軽自動車税の減免を受けている方(申請済の方)で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、または戦傷病者手帳特別第1・第2項症に該当する方。

受付日・会場(どこの会場でも受付出来ます)

平成20年	1月9日(水)	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館	1階 多目的室
	1月11日(金)	午前10時～午後3時	昭和町総合会館	2階 軽運動室
	1月16日(水)	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館	1階 多目的室
	1月18日(金)	午前10時～午後3時	甲斐市総合文化会館	2階 研修室
	1月21日(月)	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館	1階 多目的室
	1月23日(水)	午前10時～午後3時	白根保健センター	1階 多目的室
	1月24日(木)			
	1月28日(月)			
	1月29日(火)	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館	1階 多目的室
	1月31日(木)			
	2月4日(月)	午前9時30分～午後4時	北巨摩合同庁舎	1階 大会議室
	2月6日(水)	午前10時～午後3時	北杜市役所本庁舎(須玉)	1階 会議室

当日持参するもの

- ①山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ②宛名に請求者氏名が記載された領収書と購入量計算書または支払証明書
- ③身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか(「減免申請済」と押印があるもの)
- ④印鑑
- ⑤車検証
- ⑥請求者の預金通帳(郵便局は除く)

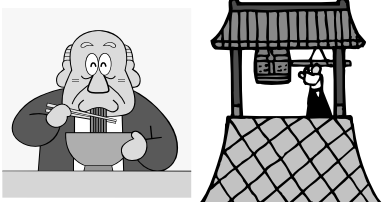
連絡・問合せ先 山梨県中北保健福祉事務所 福祉課障害福祉担当 (☎237-1381 FAX235-7115)

12月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成19年 2007
しわす
師走 DEC

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT					
<p align="center">ゴミの収集について</p> <p>*もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。 *必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。 *収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。 *収集日の当日午前8時30分までに出してください。 *燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。 *引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境経済課へご相談ください。 環境経済課 (☎ 275-8355)</p>						<p align="center">1 先勝</p> <p>*役場閉庁 *児童館・児童センター午前開館 *おはなし会 (図書館午前11時~)</p>					
<p align="center">2 友引</p> <p>*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター・総合体育館休館</p>	<p align="center">3 先負</p> <p>*図書館・温水プール・総合体育館休館</p>	<p align="center">4 仏滅</p>	<p align="center">5 大安</p> <p>*町長と語らいのとき</p>	<p align="center">6 赤口</p>	<p align="center">7 先勝</p> <p>*消費生活無料相談 (中央公民館 午前10時~正午)</p>	<p align="center">8 友引</p> <p>*役場閉庁 *児童館・午前開館 *アニメ映画会 (図書館午後2時) *定例結婚相談</p>					
<p align="center">9 先負</p> <p>*役場閉庁 *児童館・児童センター休館</p>	<p align="center">10 大安</p> <p>*図書館・温水プール・総合体育館休館</p>	<p align="center">11 赤口</p>	<p align="center">12 先勝</p> <p>*じどうかんみん なであそぼう (午前10時30分~11時30分) *心配ごと相談 *ポカシつくり会 (総合会館裏午後1時~)</p>	<p align="center">13 友引</p>	<p align="center">14 先負</p>	<p align="center">15 仏滅</p> <p>*役場閉庁 *児童館・児童センター午前開館</p>					
<p align="center">16 大安</p> <p>*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター休館</p>	<p align="center">17 赤口</p> <p>*図書館・温水プール・総合体育館休館</p>	<p align="center">18 先勝</p> <p>*クリスマスふれあいランチ</p>	<p align="center">19 友引</p> <p>*行政相談</p>	<p align="center">20 先負</p> <p>*おはなし会 (図書館午前11時)</p>	<p align="center">21 仏滅</p>	<p align="center">22 大安</p> <p>*役場閉庁 *児童館・児童センター休館 *アニメ映画会 (図書館午後2時) *定例結婚相談</p>					
<p align="center">23 赤口</p> <p>*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール休館</p>	<p align="center">24 先勝</p> <p>*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール・総合体育館休館</p>	<p align="center">25 友引</p>	<p align="center">26 先負</p> <p>*心配ごと相談</p>	<p align="center">27 仏滅</p> <p>*総合会館温泉・総合体育館休館</p>	<p align="center">28 大安</p> <p>*総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール・総合体育館休館</p>	<p align="center">29 赤口</p> <p>町関係施設 1月3日(木)まで全て休館。詳しくは、11ページをご覧ください。</p>					
<p align="center">30 先勝</p> <p>町関係施設 1月3日(木)まで全て休館。詳しくは、11ページをご覧ください。</p>	<p align="center">31 友引</p>	<p align="center">12月のゴミ収集日</p> <table border="1"> <tr> <td> <p align="center">地 区</p> <p align="center">ゴミの区分</p> <p align="center">も え る ゴ ミ (毎週月・木曜日)</p> <p align="center">も え な い ゴ ミ アルミ・スチール缶</p> <p align="center">粗 大 ゴ ミ</p> <p align="center">剪 定 枝 回 収</p> </td> <td> <p align="center">全 地 区 (西条地区・押原地区・常永地区)</p> <p align="center">3日・6日・10日・13日・17日・20日・25日・28日</p> <p align="center">第1・2・3水曜日 (5日・12日・19日)</p> <p align="center">第3水曜日 (19日)</p> <p align="center">エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>西条地区 第1水曜日 (5日)</td> <td>押原地区 第2水曜日 (12日)</td> <td>常永地区 第3水曜日 (19日)</td> </tr> </table> <p>◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。</p> </td> </tr> </table>					<p align="center">地 区</p> <p align="center">ゴミの区分</p> <p align="center">も え る ゴ ミ (毎週月・木曜日)</p> <p align="center">も え な い ゴ ミ アルミ・スチール缶</p> <p align="center">粗 大 ゴ ミ</p> <p align="center">剪 定 枝 回 収</p>	<p align="center">全 地 区 (西条地区・押原地区・常永地区)</p> <p align="center">3日・6日・10日・13日・17日・20日・25日・28日</p> <p align="center">第1・2・3水曜日 (5日・12日・19日)</p> <p align="center">第3水曜日 (19日)</p> <p align="center">エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>西条地区 第1水曜日 (5日)</td> <td>押原地区 第2水曜日 (12日)</td> <td>常永地区 第3水曜日 (19日)</td> </tr> </table> <p>◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。</p>	西条地区 第1水曜日 (5日)	押原地区 第2水曜日 (12日)	常永地区 第3水曜日 (19日)
<p align="center">地 区</p> <p align="center">ゴミの区分</p> <p align="center">も え る ゴ ミ (毎週月・木曜日)</p> <p align="center">も え な い ゴ ミ アルミ・スチール缶</p> <p align="center">粗 大 ゴ ミ</p> <p align="center">剪 定 枝 回 収</p>	<p align="center">全 地 区 (西条地区・押原地区・常永地区)</p> <p align="center">3日・6日・10日・13日・17日・20日・25日・28日</p> <p align="center">第1・2・3水曜日 (5日・12日・19日)</p> <p align="center">第3水曜日 (19日)</p> <p align="center">エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>西条地区 第1水曜日 (5日)</td> <td>押原地区 第2水曜日 (12日)</td> <td>常永地区 第3水曜日 (19日)</td> </tr> </table> <p>◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。</p>	西条地区 第1水曜日 (5日)	押原地区 第2水曜日 (12日)	常永地区 第3水曜日 (19日)							
西条地区 第1水曜日 (5日)	押原地区 第2水曜日 (12日)	常永地区 第3水曜日 (19日)									



安全・安心なまちづくり山梨県民大会

10月18日(木)、平成19年安全・安心なまちづくり山梨県民大会が、南アルプス市桃源文化会館で開催されました。

大会では、県防犯協会南甲府支部長の尾倉孝男さん(押越区)が、日頃の防犯活動が評価され、防犯協力功労県民表彰を受賞されました。

尾倉さんは町消防団長で、消防団活動の中でも防犯活動を積極的に取り入れ、防犯活動に尽力されています。



秋の球技大会上位の結果



一般男子ソフトボール

優勝 上河東二区
準優勝 西条二区
第3位 飯 喰
河 西

ゲートボール

優勝 飯 喰
準優勝 押 越
第3位 西条二区
築地新居



一般女子バレーボール

優勝 西条二区
準優勝 上 河 東
第3位 紙 漣 阿 原
河 西

第41回秋季町民ゴルフ大会上位の結果



個人の部

優勝 川口 勝治さん
準優勝 黒倉 昭栄さん
第3位 小沢 勝 さん



団体の部

優勝 河 西
準優勝 西条一区
第3位 紙漣阿原

相談です

◆町長と語らいのとき

日時 12月5日(水)
午後1時30分～4時
場所 町長室
*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
(☎ 275-8153)

◆町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページからお寄せください。

◆行政改革に関する問合せ先

*電話または、Eメールで役場政策法制課まで
(☎ 275-8843)
seisaku@
town.yamanashi-showa.lg.jp

◆心配ごと相談

日時 12月12日・26日
毎月第2・4水曜日
午後1時30分～3時30分
場所 社会福祉協議会
*あらかじめ社会福祉法人昭和町協議会までご連絡ください。
(☎ 275-0640)

◆行政相談

日時 12月19日(水)
午後1時～3時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。お問合せは役場企画行政課まで(☎ 275-8154)

◆教育相談

日時 随時(水・金・土・日曜日、祝日は除く)
午前9時～午後4時
場所 町中央公民館2階
*直接会場へおこしください。問合せは、カウンセラーまで(☎ 275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は午後1時30分～4時
場所 町総合会館2階相談室
*直接会場へおこしください。お問合せは、社会福祉協議会事務局まで(☎ 275-1881)
*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

お知らせ

◆ポカシつくり会

日時 12月12日(水)
場所 町総合会館裏
時間 午後1時～
*不用犬・猫のお問合せは役場環境経済課まで(☎ 275-8355)

「小さくても豊かなまちづくり」の実現に向けた 事務事業の推進状況

公約に掲げた事業の取り組み状況や、主に9月の補正予算に計上した新たな町民サービスをご紹介します。これからも町の政策や方向性を積極的に公表し“わかりやすいまちづくり”を推進して参りますので、昭和町の発展に向けて町民のみなさんの積極的な参加・参画をお願いいたします。

* 庁舎前及び総合会館前視覚障害者用誘導標識 設置工事

役場庁舎と総合会館の間を、視覚障害者が安全に往来できるように、点字ブロック等の敷設を行い整備します。

* 消防協力事業主への支援広告掲載事業



消防団員を有する小規模企業主及び自営業者を対象に、無償の広告事業を、町広報誌で始めます。

* こんにちは赤ちゃん訪問事業



「母子愛育会」に委託して、生後4ヵ月までの赤ちゃんの全戸訪問事業を始めました。育児の不安や悩みの相談、子育て支援のための情報を提供します。

* 「ひとりの声」事業

2ヵ月毎に、広報誌と一緒に封筒を全戸配布し、みなさまの意見を聴く機会を充実させました。みなさんのまちづくりのアイデアや提言をお待ちしています。

* 広告事業のスタート

「ひとりの声」事業用封筒や一般封筒、窓口用封筒に広告を掲載し、経費を削減します。今後は、幅広い広告媒体を対象に実施し、コストの削減と商業振興を推進します。

* 議会委員会室にプロジェクター設置

町議会委員会室にプロジェクターを設置し、審議の利便性の向上を図ります。職員会議等にも活用し、事務の効率化を進めます。

町では、今後も協働のまちづくり推進に向けて、町民の自主的な活動を支援して参りますので、みなさんの町政へのご参加をお願いいたします。



マイバッグづくりを楽しむ子どもたち

お祭り当日は、地球温暖化防止クイズやマイバッグづくりなど、テントは人でにぎわい、環境美化やエコロジー活動の普及に努めました。

町では、今後も協働のまちづくり推進に向けて、町民の自主的な活動を支援して参りますので、みなさんの町政へのご参加をお願いいたします。

推進します★協働のまちづくり

年末年始

町施設の『業務案内』と『ゴミの収集』について

◆ 『町施設』 年末年始閉庁・閉館・休館日 ◆

■ は閉庁・閉館・休館日

	平成 19 年 12 月					平成 20 年 1 月					
	27日 (木)	28日 (金)	29日 (土)	30日 (日)	31日 (月)	1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)	5日 (土)	6日 (日)
役場・教育委員会											
中央公民館											
総合会館・温泉											
西条・押原・常永児童館・児童センター											
町立図書館											
町立温水プール											
総合体育館											
スポーツ施設											
自動交付機											

*年末年始の休みの間でも、出生・婚姻・死亡届など、戸籍に関する届出は役場の宿日直者がお預かりします。
また、宿日直者が常時勤務していますので緊急なご用件は（☎ 275-2111）までご連絡ください。

◆ 『ゴミの収集』 年末収集最終日・年始収集開始日 ◆

	12月収集最終日	1月収集開始日
収集地区名	全地区	全地区
燃えるゴミ	28日(金)	4日(金)
不燃ゴミ(缶類含む)	19日(水)	9日(水)
粗大ゴミ	19日(水)	23日(水)
特殊ゴミ	19日(水)	収集しません(8月・12月のみ収集)

*年末は、空き缶・空きびん・新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・ペットボトル・発泡トレイ・その他プラ・乾電池などの資源ゴミが出ますが、これらのゴミは、分別すれば資源として再生ができますので、各地区の決められた資源回収ボックスに出してください。ボックスが一杯の場合は、1月4日(金)以降にお出しく下さい。

*テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・パソコン・オートバイ等は、決められた方法で処分してください。

*その他のゴミの収集日については、8ページの「12月のこよみ」をご覧ください。

*年末はゴミがたくさん出ますが、収集日を守ってゴミを出しましょう。

*その他、ゴミについてのお問合せは、役場環境経済課（☎ 275-8355）まで



こんにちは！
愛育会です！

事務局 役場いきいき健康課
(☎275-8785) **No.7**

今年度、恩賜財団母子愛育会から模範愛育班としての指定を受け、9月13日愛育班員育成者研修会の実地研修の受け入れをしました。

全国の愛育班育成に関わる保健師7名と愛育会本部から2名が来町し、育児学級での愛育班員の活動の様子や、正副班長会議を視察していただきました。

正副班長会議では、各地区での活動を通しての、情報交換・声かけテーマなど、多くの議題が話し合われます。この日も活発な意見交換が行われました。研修に来た育成者の方からは「話し合いを基に、自主的な活動が行われている事に感銘を受けた」「地域の愛育班員にも伝えたい」など有意義な研修を行えたと参考にしていただきました。



▲育成者研修（正副班長会議の様子）

我々愛育会も全国の模範指定を受け、また研修を受け入れた事で改めて愛育会活動の必要性を感じ、その名誉に恥じない様に取り組んでいきたいと思ひます。

ひとひと
女と男とが築きあげる
21世紀のまちづくり

「共に生き活き
輝け昭和」

昭和町男女共同参画推進だより
事務局 役場企画行政課 (☎275-8154) **No.40**

◆男性も女性も社会の責任ある一員です。

人権（権利や義務）は対等で平等です。

職場の中のジェンダー（男女の性別による差別）に気づこう

今月は、働く職場のジェンダーを考えてみたいと思ひます。あなたは女性と男性が対等な職業人ではないと思ひていませんか？

- お茶くみやコピーなどの雑用は、女性の仕事に
- コース別人事制度を採用している
- 子どもが病気の時は、母親（女性）が仕事を休むべきだという雰囲気がある
- 「男性は実質的な労働時間が長く」休暇も取りにくい
- 男性は仕事をしてこそ一人前などとよく言われる
- 男性が育児休暇や介護休暇をとる事はむずかしい
- 課長以上の管理職比率は男性が圧倒的に多数である

社会が大きく変革した現在では、一見女性も男性も平等でお互いに尊重されているようにみえますが、経営者の意識と働く男女の意識のそれぞれに改革が必要とされています。

今までの慣習にこだわらずに、積極的に男女平等を尊重する職場にしたいものです。

男性の意見と女性の意見とが調和してつくる住みよい町づくりの根底に、男女共同参画があります。男女共同参画社会基本法は、これからの日本が目標とする国づくりの要となる施策で、私たち国民が意識改革をして、一人ひとりが実行する法律です。



加々美 為雄さん

**人権擁護委員が
決まりました**

法務大臣から平成19年10月1日付けで、上河東にお住まいの、加々美為雄さんが新たに人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年間です。



山本 哲さん

**保護司が
決まりました**

法務大臣から、平成19年11月1日付けで、河東中島にお住まいの、山本哲さんが新たに保護司に委嘱されました。任期は2年間です。



南甲府警察署通信

携帯電話がもたらす弊害

パソコンや携帯電話から、様々な情報を簡単に入手することができるインターネット。

特に最近、居場所の確認や、緊急連絡のツールとして、多くの子どもたちが携帯電話を所有しており、いつでもどこからでもインターネット上の情報に、直接接することができます。

子どもが携帯電話で入手できる情報の中には、わいせつな画像や出会い系サイトのような子どもを犯罪に巻き込む情報など、違法・有害な情報も数多く存在します。

これらの違法・有害サイトから情報を得たことによって、犯罪に巻き込まれたり、非行や犯罪を犯す例も相次いでいるのが現状です。

子どもの携帯電話にはフィルタリングを利用しましょう。子どもたちが違法・有害なサイトを、携帯電話などで見

ないようにするには、犯罪に巻き込まれるおそれがある違法・有害情報の危険性を、親子でしっかりと認識することが大切です。

フィルタリングは、各携帯電話会社が無料で提供していますので、問合せてみましょう。

子どもに基本的なマナーをしっかりと教えましょう。

(家庭でのルール例)

- ・自宅内では居間で使うこと。
- ・一定の金額以上は使わないこと。
- ・送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合は速やかに親に報告すること。
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には、携帯電話の利用を停止すること。

子どもたちを違法・有害情報から守るためには、親の注意と協力が必要です。

問合せ 南甲府警察署生活安全課 少年係・生活安全係
(☎243-0110)

設置していますか住宅用火災警報器 ～住宅火災から命を守ろう～

・どうして?

住宅火災による死者が3年連続して1,000人を超える事態となった事にかんがみ、消防法の一部が改正され、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

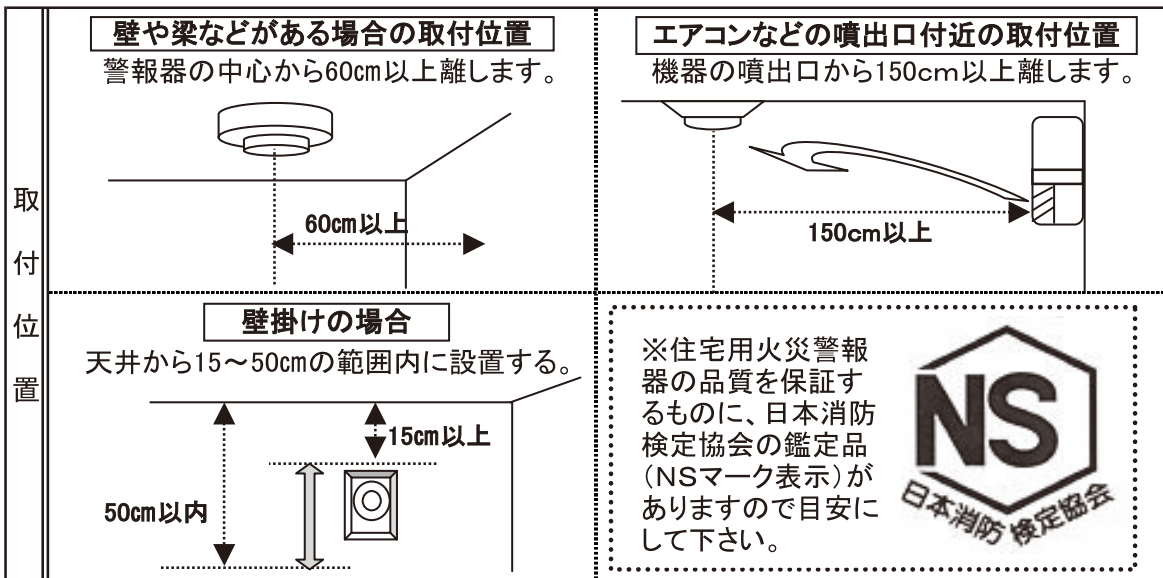
全国の火災発生件数の半数以上が建物火災で、焼死者の7割が一般住宅火災です。うち大半は就寝時の逃げ遅れであり、中でも高齢者が6割以上を占めていますが、幼い子どもや若年層の方も含まれている事を見逃す事ができないところです。

設置基準等は、甲府地区火災予防条例で定められています。施行日は、新築住宅は既に施行しており、既存住宅は平成23年6月1日からとなります。

なお、台所は条例での設置義務はありませんが、火気を使用する場所ですので、設置に極力努めてください。

・設置する場所 (寝室及び階段には煙感知式を、台所には熱感知式を設置してください)

- ① 寝室 なお、居間、子ども部屋、老人の居室など普段就寝に使用する部屋も含みます。
- ② 2階に寝室がある場合は、①+その階の階段の上部(天井または壁等)
- ③ 3階に寝室がある場合は、①+1・3階の階段の上部(天井または壁等)



注)

悪質な訪問販売が急増しています。消防本部や町が業者に販売を委託したり、直接販売する事は一切ありません。

もし訪問販売があった場合や設置等でご不明な点は、消防本部または消防署までご連絡ください。

問合せ 甲府地区広域行政事務組合消防本部 (☎222-1190) (代)・予防課 (☎222-1291) (直)
甲府南消防署 (☎233-1499)